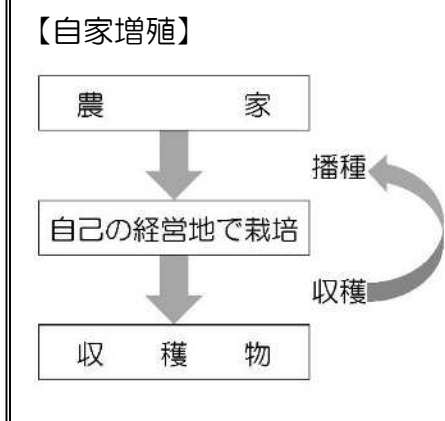


## 種苗法が改正されました

品種登録に関する制度や、一定事項の表示を義務付ける指定種苗に関する制度を定めた種苗法が、令和2年12月に改正されました。これまで、許諾不要とされていた農家による登録品種の「自家増殖」については、令和4年4月1日から、育成者権\*を有する者（育成者権者）の許諾が必要となります。手続き等は、登録品種ごとに育成者権者が定めることとなりますので、登録品種の利用につきましては、育成者権者にお問い合わせください。

\*登録品種の種苗・収穫物・加工品の販売等を独占できる権利



自家増殖とは…  
収穫物の一部を次の作付けのための種苗として用いること

※品種登録のない「一般品種」は対象外です。  
※種苗会社等が、栽培に関して個別に契約を求めている場合は、その内容に従う必要があります。

### 【登録品種であることの表示】

登録品種について、次のいずれかの表示が義務化されています。  
(令和3年4月1日施行)

- ① 「登録品種」の文字
- ② 「品種登録」の文字及びその品種登録の番号
- ③ PVP マーク

※種苗会社等が自家増殖に許諾手続きを求めない登録品種は、その旨が明示されます。

農業技術支援センター 945-0153

## 環境保全型農業について

本市は、環境と調和のとれた農業生産を展開し、持続的な発展を進めるため、環境保全型農業を推進しています（「川崎市環境保全型農業推進方針」）。

その基本的な考え方は、市民・事業者などあらゆる主体の参加と協働により気候変動の調和と適応に取り組む、「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」の取組の柱と一致します。

川崎市は、生分解性資材や保温資材等を導入する団体・組織を支援しています。令和4年6月ごろ、改めて市HPでご案内しますので、活用についてご検討ください。

川崎市環境保全型農業推進方針

【中心的取組】

- 1 化学合成農薬・化学肥料の使用の低減
- 2 省エネルギー・省資源化の推進
- 3 有機質資源の有効利用等

農業技術支援センター 945-0153

### 農薬を使用する

#### 場合の注意点

無風時や近隣に影響が少ない日を選び、農薬の飛散防止に努めてください。

農薬取締法により登録された農薬を、容器に記載されている方法で使用し、農薬散布中や、散布直後は人が入らないようご注意ください。

住宅地等で使用する場合は、**農薬散布の目的・日時などを事前に周知**を行うようにしてください。

農業振興課 860-2462

### 学校給食の食材提供に

#### ご協力をお願いします

本市では市立中学校の完全給食が実施され、なかでもJA セレサ川崎のご協力により、市内産農産物「かわさきそだち」を取り入れた献立が生徒に人気となっています。

「かわさきそだち」を取り入れた給食を通じ、市民に対し地産地消の推進、食育教育に繋がることも期待されます。

今後も学校給食への食材提供にご理解・ご協力をお願いいたします。

農業振興課 860-2462

令和4年3月20日発行

川崎市農政情報誌

発行 川崎市都市農業振興センター  
〒213-0015 川崎市高津区梶ヶ谷 2-1-7  
電話 044-860-2462  
FAX 044-860-2464  
E-mail 28nogyo@city.kawasaki.jp

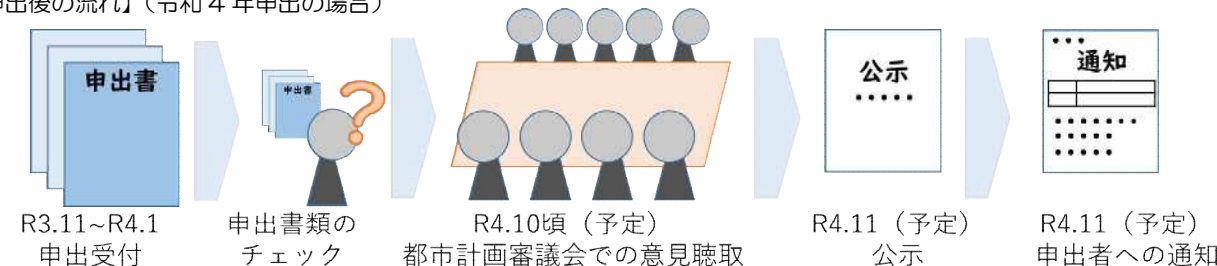
## 平成4年指定の生産緑地（1,244 個所,194.9ha）について 3年間で 1,179 個所(185.6ha)の申出がありました！

平成29（2017）年の生産緑地法の改正により、税制優遇を延長する特定生産緑地制度が導入され、多くの生産緑地が指定から30年の期限を迎える令和4（2022）年に向け、特定生産緑地への移行（指定申出）について、ご案内してまいりました。

令和元年より、特定生産緑地の指定申出を受け付けてまいりましたが、平成4（1992）年に指定された生産緑地について、3年間で1,179 個所の申出がありました。結果、申出期限を迎える生産緑地のうち、特定生産緑地指定の申出は約95%（面積ベース）となりました。これまでに申出いただいた平成4（1992）年指定の生産緑地については、令和4（2022）年11月より特定生産緑地として引き続き10年税制優遇を受けることができます。

今後も、**生産緑地指定から30年期限を迎える5年前から、特定生産緑地の指定申出を受け付けてまいります**ので、お持ちの生産緑地について指定年を今一度、ご確認ください。申出期間等については、市HPや広報物等を通じてご案内します。

【申出後の流れ】（令和4年申出の場合）



## 生産緑地指定30年経過を理由に 買取申出を検討している方へ

平成4年指定の生産緑地で特定生産緑地に指定されていない生産緑地は、30年期限後、令和4年11月14日から買取申出が可能です。

30年期限後、**自動的に行為制限が解除されるものではありません**。必ず手続きが必要となりますので、ご注意ください。

※ 必要書類、手続き方法等については、追って市HP及び広報物等でお知らせします。

## 生産緑地は、貸すこともできます

平成30年に施行された『都市農地の貸借の円滑化に関する法律（都市農地貸借法）』と税制改正により、納税猶予制度を受けたまま、生産緑地を人に貸したり、市民農園を開設できるようになりました。

ご自身やご家族での生産緑地の管理が難しいなど、管理に悩んでいる生産緑地がある場合は、農地課までご相談ください。

農地課 860-2461



ご確認ください!

● 生産緑地で耕作以外のことをする場合は手続きが必要です ●

生産緑地地区内では、農林漁業を営むために必要となるものの設置又は管理に係る行為が生活環境の悪化をもたらすおそれがないと認めるものに限り、あらかじめ市長の許可を受け、行為を行うことができます。(例えば、以下のようなものです。)



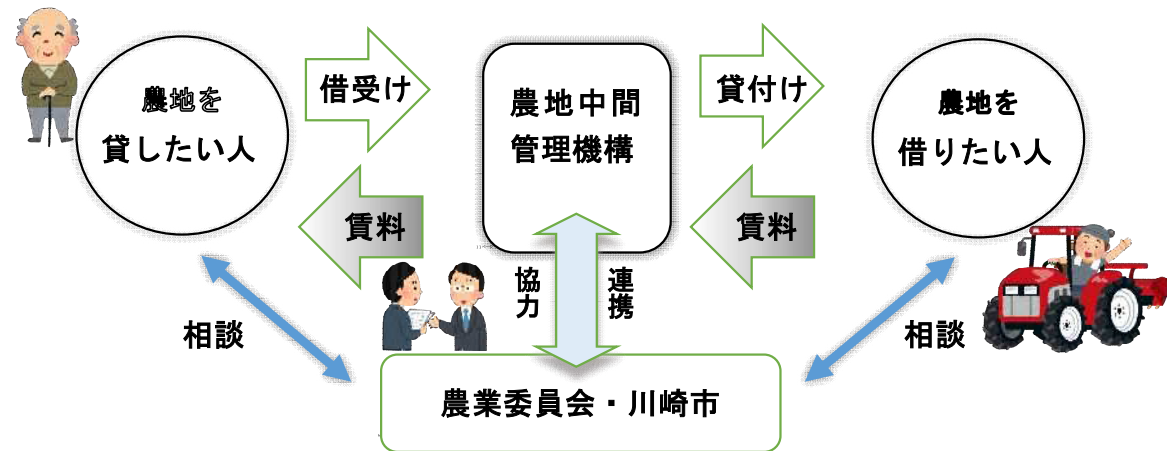
内容によって必要な手続きをご案内するので、生産緑地地区内で耕作以外のものを計画するときには予め農地課にご相談ください。

農地中間管理事業をご存じですか？

「農地中間管理事業」とは、法律に基づき県知事が認可した農地中間管理機構(以下「機構」という。)が市街化調整区域において、農地を貸したい方から農地を借受け、農業経営の効率化や規模拡大を図る担い手農家等へ貸し付ける制度です。

神奈川県では公益社団法人神奈川県農業公社が「機構」に指定されており、川崎市農業委員会、川崎市と連携・協力し事業を行っています。

令和3年1月現在、川崎市内2.5ヘクタールの農地が農地中間管理事業を利用して貸借されています。



【農地を機構に貸したい方のメリット】

1. 契約期間終了後は、確実に農地が戻ります。(引き続き、貸し付ける事も可能です。)
2. 農地の賃料は、毎年確実に機構から支払われます。
3. 借受け者が離農しても機構が1年間は管理し、次の借受け者を探します。

※賃料は、農地賃借料調査の賃料を基準とします。賃料、賦課金は機構が農地所有者と借受け者との調整を行った上で決定します。

【農地を機構から借りたい方のメリット】

1. 農地所有者が複数でも、賃料の支払先は、機構1か所なので便利です。
2. 法に基づいた権利設定であるため、安心して計画的な営農ができます。
3. 農地所有者との個別の交渉の必要がありません。機構が中間に入ります。

◆ 中間管理事業 Q&A ◆

Q1 利用できる対象農地は？

A 対象は、市街化調整区域内の農地です。  
※農地として利用することが困難な農地や受け手を探しても見つからない等の場合は借受けできないことがあります。

Q2 農地の貸し借りに問題が発生した場合は？

A 機構が解決します。農地所有者と借受け人同士での交渉は必要ありません。

Q3 賃料の支払い方法は？

A 機構が農地所有者に支払います。複数の農業者が農地を借受けている場合であっても手続きや賃料の支払いは機構が一括して行います。

Q4 借受け者から契約解除を申し込まれたら？

A 機構が新たな借受け希望者に貸し付けます。農地の借受け者が見つかるまでの間、農地の管理は機構が行います。

Q5 相談や、貸借に関し相談料や仲介手料は発生しますか？

A 発生しません。

農地の貸し借りに興味のある方はお気軽にご相談ください!

農業振興課振興係 860-2462  
農業委員会 860-2461

収入保険は様々なリスクから農業経営を守ります!

収入保険は、自然災害や価格低下だけでなく農業者の経営努力では避けられない収入減少が補償の対象です!



\*青色申告を行っている農業者が加入できます。

収入保険・園芸施設共済  
神奈川県農業共済組合 電話0463-94-3211

園芸用ハウスを手厚く守ります 園芸施設共済

《5つのポイント》

- ① 掛金の半分は国が負担
- ② 台風や洪水、大雪などの自然災害のほか、火災、車両の衝突など幅広い事故を補償
- ③ 耐用年数を超えた施設も、再建築価額の最大4割を補償
- ④ 農業者の選択により、附属施設、撤去費用や復旧費用を補償
- ⑤ 補償範囲を限定した掛金の安いメニューを用意

\*被災農業者向け補助は園芸施設共済必須

農業技術支援センター 945-0153

農業生産振興対策事業について

本市では、生産緑地及び市街化調整区域の農地の高度利用や多様な営農展開を促進することによる農業経営の安定、都市農地の適正な保全を目的として、鉄骨造の温室の設置や多目的防災網等の新規導入などに対し補助金を交付しております。

※令和4年4月1日から一定期間、申請受付予定です。

詳細が決まり次第、市HPでご案内しますので、活用についてご検討ください。

農業技術支援センター 945-0153